

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月20日

野田市教育委員会教育長 染谷篤

野田市教育委員会規則第6号

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する 規則

野田市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和60年野田市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)小学校の表南部小学校の項山崎の目中「1780番地～1870番地、1881番地～1894番地」を「1780番地～1847番地」に改め、同項堤根の目の次に次のように加える。

梅郷	1番地～3番地、5番地～14番地
----	------------------

別表第1(1)小学校の表山崎小学校の項山崎の目中「1871番地～1880番地」を「1871番地～1872番地、1874番地～1879番地」に改める。

別表第1(2)中学校の表南部中学校の項山崎新町の目の次に次のように加える。

梅郷	1番地～3番地、5番地～14番地
----	------------------

附 則

この規則は、梅郷に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示の効力を生ずる日から施行する。